

滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、歩行が困難で移動に配慮が必要な方の外出を支援し、社会参加を促進することを目的に、車いす駐車場等を優先的に利用できる方を明確にし、移動に配慮が必要な方が使いやすい駐車場の仕組みづくりを図る「滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度」(以下「利用証制度」という。)の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「歩行困難者」とは、障害者、難病患者、要介護高齢者、妊産婦等およびけが人など、歩行が困難で移動に配慮が必要な者であって、第4条第1項に規定する者をいう。

2 この要綱において「車いす使用者」とは、車いすの常時使用が必要と認められる者であって、第4条第2項に規定する者をいう。

3 この要綱において「車いす駐車場」とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第17条およびだれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例施行規則(平成7年滋賀県規則第42号)別表第2第1の6に規定する車いす使用者が円滑に使用できる駐車施設をいう。

4 この要綱において「車いす優先区画」とは、車いす駐車場のうち、利用証制度に協力する駐車場の設置者または管理者(以下「施設管理者」という。)の届出に基づき、知事が次条第3項の規定により登録を行った車いす使用者が優先的に駐車できる区画をいう。

5 この要綱において「思いやり区画」とは、施設管理者の届出に基づき、知事が次条の規定により登録を行った位置および構造が歩行困難者の利用に適した駐車区画であって、車いす優先区画以外のものをいう。

(駐車場の登録等)

第3条 施設管理者は、当該制度に協力しようとするときは、知事に車いす使用者等用駐車場登録届出書(様式第1号)を提出、または車いす使用者等用駐車場登録届出(しがネット受付サービス)より申請するものとする。

2 前項において施設管理者が登録を届け出る駐車場は、前条第4項または第5項のいずれかに該当する駐車区画(以下「対象区画」という。)とする。

3 知事は、第1項の届出が提出されたときは、届出に記載された駐車区画を対象区画として登録するものとする。

4 施設管理者は、対象区画の適正な管理に努めるものとする。

(利用証を交付する者の範囲)

第4条 利用証(様式第2号)の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、歩行困難者であって、別表に掲げる区分ごとに定める交付要件に適合する者とする。

- (1) 障害者
- (2) 難病患者
- (3) 要介護高齢者
- (4) 妊産婦等(妊産婦および産後2年(多胎妊娠の場合は、産後3年)の者)
- (5) けが人
- (6) 前各号に掲げる者のほか、移動に配慮が必要と認められる者

2 前項の交付対象者のうち、車いす使用者とは次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者のうち、下肢または体幹機能障害1級および2級のもの
- (2) 要介護高齢者のうち、要介護度3、4および5のもの
- (3) 前各号に掲げる者のほか、車いすの常時使用が必要と認められるもの

(利用証の交付申請)

第5条 利用証の交付を受けようとする者は、車いす使用者等用駐車場利用証交付申請書(様式第3号)により、知事に申請するものとする。

2 前項の規定により申請をする者(以下「申請者」という。)は、当該申請時に、別表に掲げる区分ごとに定める必要な書類を添付しなければならない。ただし、前条第2項第3号の規定に該当する者は、車いすの常時使用が必要であることを証明する書類を添付しなければならない。

(利用証の交付)

第6条 知事は、申請者が交付対象者であると認めたときは、申請者に対して利用証を交付するものとする。

2 利用証の有効期限は、別表に掲げる区分ごとに定める期間とする。

(利用証の使用)

第7条 利用証の交付を受けた者(以下「利用者」という。)が対象区画を利用するときは、利用証を車両前部の外側から容易に識別することができる位置に掲示しなければならない。

2 第4条第4号に規定する妊産婦等に交付された利用証は、有効期間中に乳幼児を同乗させる場合に限り、母親以外の者も使用できるものとする。

なお、母親のみでの使用は、産後1年までとする。

(利用証再交付)

第8条 利用者は、利用証の紛失、破損等により利用証の再交付を受けようとするときは、車いす使用者等用駐車場利用証再交付申請書(様式第4号)により、知事に申請するものとする。

(利用証の返却)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者に利用証の返却を求めることができる。

(1) 利用者が交付対象者でなくなったとき

(2) 前号のほか、利用者が利用証制度の管理上不適切と判断される行為を行ったとき

(知事および施設管理者ならびに利用者の役割)

第10条 知事は、利用証の交付および交付状況の管理ならびに利用証制度の周知啓発に努めるものとする。

2 施設管理者は、案内標示の設置等により対象区画の適正な利用が図られるよう努めるものとする。

3 利用者は、対象区画の適正な利用に努めるものとする。

(他の制度との調整)

第11条 「身体障害者専用駐車場の適正利用を図るための制度に基づく利用証の相互利用に関する合意確認書」により相互利用を認めた他の地方公共団体が発行する駐車場利用証の交付を受けている者は、当該利用証を掲示することにより、対象区画を利用することができるものとする。

2 施設管理者は、前項の他の地方公共団体が発行する駐車場利用証が、第4条に規定する利用証と同様の効力を有するものとして取り扱うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

(施行月日)

付 則

この要綱は、平成25年3月25日から施行する。ただし、第7条、第10条および第11条の規定は、平成25年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 21 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 11 月 30 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 1 月 24 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係） 利用証の交付対象者

区分			交付要件	申請に必要な書類	有効期間
身体障害者	視覚障害		4 級以上	身体障害者手帳	5 年 ただし、再認定日の記載がない身体障害者手帳または療育手帳所持者は無期限
	平衡機能障害		5 級以上		
	聴覚障害		3 級以上		
	肢体不自由	上肢	2 級以上		
		下肢	6 級以上		
		体幹	5 級以上		
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	2 級以上		
		移動機能	6 級以上		
	心臓機能障害		4 級以上		
	じん臓機能障害		4 級以上		
	呼吸機能障害		4 級以上		
	ぼうこうまたは直腸の機能障害		4 級以上		
	小腸機能障害		4 級以上		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		4 級以上		
肝機能障害		4 級以上			
知的障害者			療育手帳の障害の程度欄が「A1」、「A2」または「A」の者	療育手帳	5 年
精神障害者			障害等級が「2 級」以上の者	精神障害者保健福祉手帳	
難病患者			特定医療費（指定難病）受給者または臨床調査個人票を所持する指定難病患者または滋賀県特定医療費支給認定却下通知の理由 2 に該当する者	特定医療費（指定難病）受給者証または臨床調査個人票または滋賀県特定医療費支給認定実施要綱別紙様式第 3 号の通知書（理由 2 に該当）	
要介護高齢者			要介護状態区分が「要介護 1 ～ 5」の者	介護保険被保険者証	

妊産婦等	母子手帳取得時～産後２年 (多胎妊娠の場合は産後３年)	母子健康手帳 (多胎妊娠の場合は各々 の手帳)	母子手帳取得時 ～産後２年 (多胎妊娠の場合は 産後３年)
けが人	けが等により一時的に移動の配慮 が必要な者	医師の診断書・意見書等 および本人確認書類	車いす・杖等の使用期間 (１年以内)
その他 歩行が困難で移動に配慮が必要な者	上記以外の歩行困難者で、医師の 診断書等で駐車場の利用に配慮が 必要と認められる者	医師の診断書・意見書等 および本人確認書類	必要な期間 (５年以内)

※申請に必要な書類は、記載の書類の写しを申請書に添付するものとする。

※「その他 歩行が困難で移動に配慮が必要な者」で「申請に必要な書類」の提出が困難な場合、例外的に他の資料で認める場合がある。

車いす使用者等用駐車場登録届出書

年 月 日

滋賀県知事 あて

届 出 者	郵便番号 主たる事務所または事業所 の所在地または住所	〒
	名称または氏名	
	代表者の氏名 (法人または団体の場合)	

担当者の氏名 連絡先等	担当部署名 氏名 電話番号	
----------------	---------------------	--

滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度実施要綱第3条第1項の規定により、下記のとおり対象区画の登録を届け出るとともに、次の事項について協力します。

- (1) 対象区画であることを示す案内標示等を掲示し、適切に管理します。
- (2) 対象区画に利用証を掲示せずに駐車している車両に対し、適切な指導に努めます。

登録を届け出る駐車場

	施 設		車いす 優先区画	思いやり 区画
1	名 称			
	所在地			
	用 途			
	HPアドレス			
2	名 称			
	所在地			
	用 途			
	HPアドレス			
3	名 称			
	所在地			
	用 途			
	HPアドレス			

※「名称」の欄は、店舗名など施設の名称を記載してください。

※「用途」の欄は、ショッピングセンター、病院、ホテルなど、施設の用途を記載してください。

※県のホームページ等において、記載された内容を紹介させていただきます。

※「HPアドレス」の欄は、県ホームページ上にリンクを設定しますので、店舗等のHPアドレスを記載してください。

※「車いす優先区画」・「思いやり区画」の欄は、設置する区画数を記載してください。

※欄が不足する場合は、裏面に記載してください。

※欄が不足する場合は、別紙に記載してください。

	施 設		車いす 優先区画	思いやり 区画
4	名 称			
	所在地			
	用 途			
	HP アドレス			
5	名 称			
	所在地			
	用 途			
	HP アドレス			
6	名 称			
	所在地			
	用 途			
	HP アドレス			
7	名 称			
	所在地			
	用 途			
	HP アドレス			
8	名 称			
	所在地			
	用 途			
	HP アドレス			
9	名 称			
	所在地			
	用 途			
	HP アドレス			
10	名 称			
	所在地			
	用 途			
	HP アドレス			

様式第2号（第4条関係）

（1）有効期限がある利用証

青色



車いす使用者用

緑色



車いす使用者以外の歩行困難者用

(2) 無期限の利用証

青色



車いす使用者用

緑色



車いす使用者以外の歩行困難者用

車いす使用者等用駐車場利用証交付申請書

年 月 日

滋賀県知事 あて

滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証の交付を申請します。

郵便番号 〒 -

住 所 滋賀県

申 請 者
(交付対象者)ふりがな
氏 名

電話番号

※（代理人による申請）裏面の代理人申請欄をご確認ください。



障害等の状況について

※該当する項目の□にチェックを入れ、等級等に○を付けてください。

□身体障害者	□視覚障害〔1級・2級・3級・4級〕
	□平衡機能障害〔3級・5級〕
	□聴覚障害〔2級・3級〕
	□肢体不自由 上肢〔1級・2級〕 下肢〔1級・2級・3級・4級・5級・6級〕 体幹〔1級・2級・3級・5級〕
	□脳原性運動機能障害 上肢〔1級・2級〕 移動〔1級・2級・3級・4級・5級・6級〕
	□心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸機能障害〔1級・3級・4級〕
	□免疫・肝臓機能障害〔1級・2級・3級・4級〕
	□知的障害者
□精神障害者	〔1級・2級〕
□難病患者	病名〔 〕
□要介護高齢者	要介護度〔1・2・3・4・5〕
□妊産婦等	出産(予定)日〔 年 月 日〕〔単胎児・多胎児〕
□けが人等	〔車いす・杖・その他〕 使用期間〔 年 月 日まで〕



車いすの使用状況

※該当する場合は□にチェックを入れ、等級等に○を付けてください。

□移動の際は車いすを常時使用している 肢体不自由（下肢）〔1級・2級〕（体幹）〔1級・2級〕 要介護高齢者 要介護度〔3・4・5〕 その他、上記以外の人には具体的な状況を記入してください。 〔 〕
--

※次のいずれかに☑をお願いします。

□初めての申請

□更新の申請

利用証番号



申請の際には証明書類の写し等が必要です。裏面の注意事項のご確認をお願いします。

注意事項

- 1 申請の際には、確認のためにそれぞれ次の書類の写し（氏名・生年月日・対象者であることがわかる部分）を添付してください。
- (1) 身体障害者・・・身体障害者手帳【氏名・障害名・住所の記載がある部分】
 - (2) 知的障害者・・・療育手帳
 - (3) 精神障害者・・・精神障害者保健福祉手帳
 - (4) 難病患者・・・特定医療費（指定難病）受給者証、登録者証（指定難病）、臨床調査個人票、滋賀県特定医療費支給認定実施要綱別紙様式第3号の通知書（理由2に該当）
 - (5) 高齢者・・・介護保険被保険者証【氏名・住所・要介護状態区分の記載がある部分】
 - (6) 妊産婦等・・・母子健康手帳【表紙（妊産婦の氏名ご記入の上）】
 - (7) けが人等・・・医師の診断書、意見書など（3箇月以内のものに限る。）および本人確認書類（自動車運転免許証、保険証等）
- 2 「移動の際は車いすを常時使用している」にチェックを入れた人で、「その他」の区分に該当する場合は、次の書類の写しを添付してください。
- (1) 医師の診断書、意見書など
 - (2) 本人確認書類（自動車運転免許証、保険証など）
- 3 利用証は交付対象者1人に1枚です。
- 4 利用証を当課から郵送するための切手（180円）を同封してください。

 代理人申請欄		代理人が申請する場合、表面の「申請者」を「交付対象者」に読み替え、以下により代理人が申請することができます。
代理人氏名		（申請者との続柄： ）
代理人住所		☐ 左記住所に送付を希望する。
代理人電話番号		
承諾等	☐ 交付対象者の承諾を得ている(法定代理人である)ため、代理申請します。 (代理について相違ない場合は、 ☒ チェックをお願いします。)	
(代理人の本人確認について)		
1. 窓口申請の場合は、代理人の本人確認書類(運転免許証、保険証等)をご提示ください。		
2. 郵送申請の場合は、代理人の本人確認書類(運転免許証、保険証等)の <u>写し</u> を添付してください。		

※記載された個人情報は、滋賀県車いす使用者等駐車場利用証の交付等の事務に必要な場合のみに使用し、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

(以下記載不要)

.....

利 用 証	車いす ・ 思いやり
交付番号	
有効期限	年 月 日まで・無期限

車いす使用者等用駐車場利用証再交付申請書

年 月 日

滋賀県知事

申請者 住所
氏名
電話番号

氏 名	
住 所	
利用証交付番号	
再交付申請の理由	紛失 ・ 破損 ・ 汚損

※ お預かりした個人情報、は、滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証の再交付に必要な事項を審査するためのみに使用し、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

注意事項

1. 申請の際には、申請時に提出した確認書類等の写しを再度提出してください。
2. 申請にかかる手数料は無料ですが、利用証の郵送を希望される場合は、利用証送付用切手（180 円）を同封してください。